

第 4 回 内閣と行政権 (1)

今回と次回は、内閣と行政権についてです。まず、今回は、行政権の概念について確認したうえで、内閣の組織や権能について検討します。

1. 行政権の概念

- ・ 行政権の概念については、「法のもとに法の規制を受けながら、現実具体的に国家目的の積極的実現をめざして行なわれる全体として統一性をもった継続的な形成的国家活動」というように積極的に定義する見解（田中二郎）もあるが、消極的に定義するのが通説的見解である。

2. 内閣の組織

- ・ 内閣は、内閣総理大臣及びその他の国务大臣で構成される合議体である（66条1項）。内閣総理大臣及び国务大臣は、_____ でなければならない（66条2項）。
- ・ 内閣総理大臣は、_____ の中から _____ が指名し（67条1項）、_____ が任命する（6条1項）。国务大臣は、_____ が任命し（68条1項）、_____ が認証する（7条5号）。国务大臣については、過半数が _____ であることを要し、その全員が _____ である必要はない（68条1項但書）。

3. 内閣の権能・内閣総理大臣の権限

- ・ 内閣の職権は、閣議により行われる（内閣法4条）。閣議は原則として非公開である。
- ・ 内閣の権能には、法律の誠実な執行と国务の総理（73条1号）、外交関係の処理（73条2号）、条約の締結（73条3号）、官吏に関する事務の掌理（73条4号）、予算の作成と国会への提出（73条5号）、政令の制定（73条6号）、恩赦の決定（73条7号）、天皇の国事行為に対する助言と承認（3条、7条）、衆議院の解散（後述）、最高裁判所長官の指名（6条2項）、最高裁判所のその他の裁判官及び下級裁判所の裁判官の任命（79条1項、80条1項）などがある。なお、憲法で定められた上記の権能のほかに、法律によってさまざまな権能が付与されている。

今回の講義の復習として、教科書の 11.1.1～11.1.5 (252-264 頁) を読んでおきましょう。

次回も、引き続き、内閣と行政権について学びます。議会と政府との関係はどうあるべきかと、国民と政府との関係はどうあるべきかについて、考えていくことにしましょう。

Q4 次のア～カの記述のうち、憲法上、内閣の権限又は事務とされているもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 大使及び公使の信任状を認証すること。

イ. 国務大臣の訴追について同意すること。

ウ. 官吏に関する事務を掌理すること。

エ. 予算を作成して国会に提出すること。

オ. 条約を締結すること。

カ. 弾劾裁判所を設置すること。

1. ア、イ、カ 2. ウ、エ、オ 3. ア、イ、エ、カ
4. イ、ウ、エ、オ 5. ウ、エ、オ、カ

(2023 年度国家公務員採用一般職試験)